

令和 8 年度版



兵庫県立大学

教職課程履修



ガイドブック

兵庫県立大学 教職教育センター

磨き続ける力 教え、寄り添う力 協働する力

目次

はじめに	1
1. 兵庫県立大学の教員養成	2
(1) 教員養成の理念と教職課程の学修目標	2
(2) 兵庫県立大学で取得できる教員免許状	3
2. 教職課程カリキュラムマップ	4
3. 教員免許取得までのスケジュール	7
4. 介護等体験	10
(1) 実施スケジュール及び手続の流れ	10
(2) 介護等体験に係る留意事項	11
5. 教育実習Ⅰ（高等学校）・教育実習Ⅱ（中学校）・養護実習・栄養教育実習	12
(1) 教育実習の意義	12
(2) 教育実習の目的と心得	12
(3) 実習中はチーム学校の一員	13
(4) 教育実習校における事前打合わせと事前指導等	13
(5) 養護実習・栄養教育実習	13
(6) 実習履修要件と実施スケジュール及び手続の流れ	14
※「こども性暴力防止法」に関する制度施行に伴う実習生への留意点について	15
6. 教員免許状とは	18
(1) 教員免許制度の概要	18
(2) 教員免許状の種類	18
7. 教員免許状取得要件	20
(1) 全般的事項	20
(2) 科目区分別チェックリスト	21
8. 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位履修方法	26
9. 「大学が独自に設定する科目」の単位履修方法	33
10. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の単位履修方法	34
11. 教員免許状の申請方法	35
12. 学部別・各学務課 問い合わせ窓口	36
13. 教職課程の授業科目を登録する際に確認すべき事項	37
(1) 教職課程の授業科目を履修登録する前に確認すべき事項	37
(2) 教職課程授業科目履修計画表	38
14. 「教職教育センター」を大いに利用しよう	39
(1) 教職についてもっと知ろう	39
(2) センターをしっかりと利用して教員採用試験を受験しよう	39
(3) 書籍や資料を活用しよう	39
(4) センターのドアをノックしよう	40
～令和7年度実施 教員採用2次試験受験者からの後輩へのメッセージ～	41

はじめに

兵庫県立大学では、工学部・理学部・環境人間学部・看護学部において、数学、理科、情報、工業、保健体育の各教科、栄養教諭、養護教諭の教員免許状を取得することができます。また社会科学研究科・工学研究科・理学研究科・環境人間学研究科・看護学研究科において、既に取得している教員免許状を基礎とした各種の専修免許状を取得することができます。グローバル化や人工知能などの技術革新が加速する VUCA※時代にあって、学校をめぐる環境は大きく変化しています。けれども、子どもたちの成長に伴走しつつ、自らも成長しつづける教職の本質は変わりません。

本学は、教職を目指す人、教職に関心があり将来の職業選択のひとつにしている人をサポートするために全学組織である教職教育センターを設置しています。それぞれの学部で専門教育を学修しながら、教育学や心理学などの教職課程を履修する皆さんを応援するために本ガイドブックを作成しました。

是非、役立てて頂ければと思います。

※VUCA とは？：“Volatility”（不確定性）、“Uncertainty”（不確実性）、“Complexity”（複雑性）、“Ambiguity”（曖昧さ）の頭文字を取った言葉で、特にビジネスや経済環境の不安定さを表現するのに使われます。この用語は、企業や組織が直面する現代の環境が以前よりも予測しにくく、迅速な変化が起こりやすいという考え方を指します。

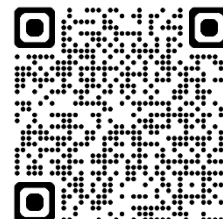
1. 兵庫県立大学の教員養成

(1) 教員養成の理念と教職課程の学修目標

兵庫県立大学は、「新しい時代の進展に対応しうる確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成」を設置理念とし、「教育」「研究」「社会貢献」を基本的使命としています。これらの大学の使命を果たすべく、「確固たる専門能力」と「幅広い教養」を兼ね備え、教育実践力の基礎を身につけた人間性豊かな教員の養成を図っています。

上記の教員養成理念を実現するために、以下の3つの力の修得を学修目標としています。

各学科・専攻の教員養成理念は、兵庫県立大学 HP をご覧下さい。



教員養成の理念と学修目標 | 兵庫県立大学 University of Hyogo

1. 磨き続ける力

公共の精神と倫理観をもって、教職としての自己を磨き続ける力を有している。

- ・教職に対する責任感、教育的愛情
- ・自己管理能力、自律性
- ・創造的思考、探求力、変革力

2. 教え、寄り添う力

教科や教職に関する専門知識に基づき、教え、寄り添う力を有している。

- ・学習指導
- ・児童生徒理解、学級経営
- ・特別支援教育
- ・学校運営

3. 協働する力

幅広い教養を備え、他者の価値観を尊重しつつ、協調、協働する力を有している。

- ・豊かな人間性や社会性
- ・コミュニケーション力
- ・集団（チーム）で対応する力
- ・地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力

(2) 兵庫県立大学で取得できる教員免許状

免許	学部	学科	免許状の種類
一種免許状	工学部	工学科	中学校教諭一種免許状（数学）
			高等学校教諭一種免許状（数学）
			中学校教諭一種免許状（理科）
			高等学校教諭一種免許状（理科）
			高等学校教諭一種免許状（情報） R8新設
			高等学校教諭一種免許状（工業）
	理学部	物質科学科	中学校教諭一種免許状（数学）
			高等学校教諭一種免許状（数学）
			中学校教諭一種免許状（理科）
			高等学校教諭一種免許状（理科）
		生命科学科	中学校教諭一種免許状（理科）
			高等学校教諭一種免許状（理科）
	環境人間学部	環境人間学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
			高等学校教諭一種免許状（保健体育）
			栄養教諭一種免許状 <u>*食環境栄養課程のみ</u>
	看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状
			養護教諭二種免許状 *保健師免許取得後

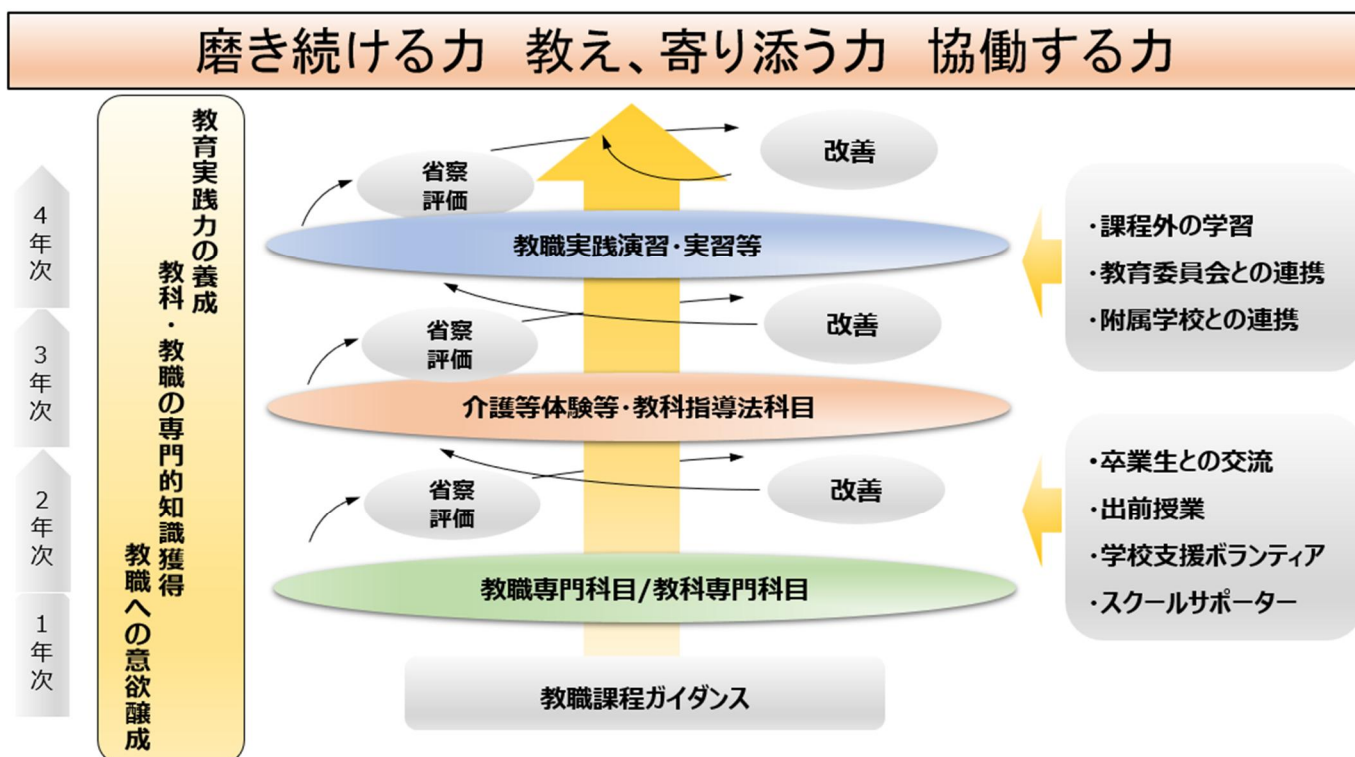
免許	研究科	専攻	免許状の種類
専修免許状	社会科学研究科	会計専門職専攻	高等学校教諭専修免許状（商業）
	工学研究科	工学専攻	高等学校教諭専修免許状（工業）
	理学研究科	物質科学専攻	中学校教諭専修免許状（数学）
			高等学校教諭専修免許状（数学）
			中学校教諭専修免許状（理科）
			高等学校教諭専修免許状（理科）
		生命科学専攻	中学校教諭専修免許状（理科）
			高等学校教諭専修免許状（理科）
	環境人間学研究科	環境人間学専攻	中学校教諭専修免許状（保健体育）
			高等学校教諭専修免許状（保健体育）
			栄養教諭専修免許状
	看護学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状

2. 教職課程カリキュラムマップ

教職課程は、前述の学修目標を達成するために、教職課程コア・カリキュラムとともに各学部・研究科の専門分野に基づく科目によって編成され、実施されています。各講義においては、グループワークをできるだけ多く取り入れて、コミュニケーション能力の育成を図り、また、実際に学校現場に出向いて、児童生徒と向き合う機会を設定しています。

以下に学士課程における教職課程のカリキュラムマップを掲げます。

兵庫県立大学の教職課程



磨き続ける力 教え、寄り添う力 協働する力 (数学・理科・情報・工業・保健体育)

4年	後期 前期	教育実践力の養成 教科・教職の専門的知識獲得 教職への意欲醸成	教職実践演習				教科指導法Ⅳ	所属学部 の専門科目
3年	後期 前期		教育実習Ⅰ・Ⅱ			生徒指導・進路指導論	教科指導法Ⅲ 教科指導法Ⅰ 教科指導法Ⅱ	
2年	後期 前期			特別支援教育論 教育心理学 教育制度論 教育課程論	特別活動論 道徳教育論 教育相談	教育方法・情報通信技術活用論 総合的な学習の指導法	保健体育科指導法Ⅰ ※情報・工業の指導法はⅠ・Ⅱのみ ※理科指導法について、R8以降入学生の配当年次は後述P26～P29を参照する事。	
1年	後期 前期			教職論 教育原論				
			教育実践に関する科目	教職の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		教科及び教科の指導法に関する科目	

磨き続ける力 教え、寄り添う力 協働する力 (栄養教諭)

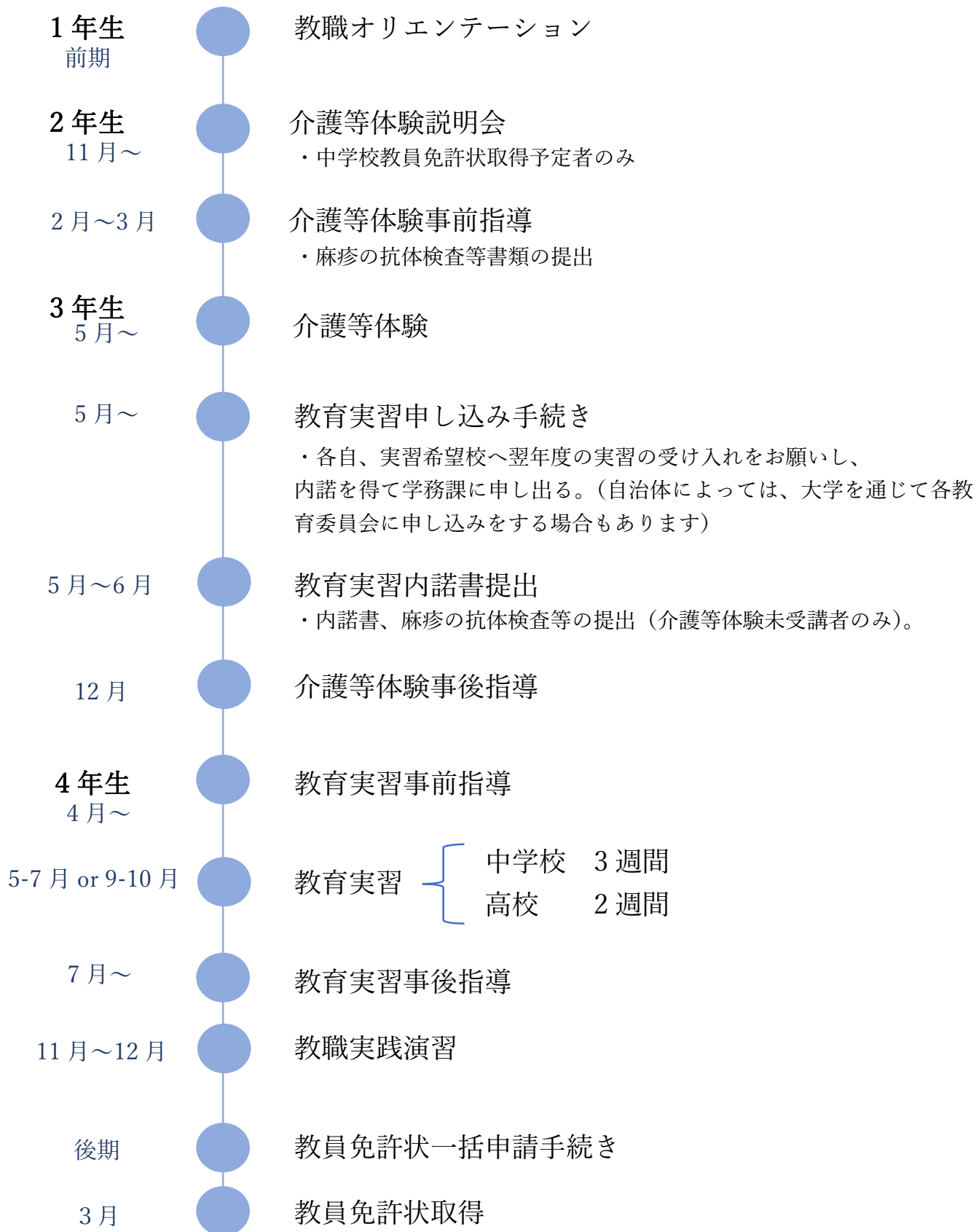
4年	後期	教育実践力の養成 教科・教職の専門的知識獲得 教職への意欲醸成	教職実践演習 (栄養教諭)					所属学部 の専門科目	
	前期		学校栄養 教育実習 1・2						
3年	後期					生徒指導・ 進路指導論 (栄養教諭)	食育指導の 理論と方法		
	前期						学校栄養教育の 理論と方法		
2年	後期			特別支援 教育論	特別 活動論	教育方法・ 情報通信 技術活用論			
	前期			教育 心理学	教育 制度論	教育 課程論	道徳 教育論		教育 相談
1年	後期			教職論					
	前期			教育 原論					
			教育実践に 関する科目	教職の基礎的理解 に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法 及び生徒指導、教育相談等に関する科目			栄養に係る教育に関する 科目	

磨き続ける力 教え、寄り添う力 協働する力 (養護教諭)

4年	後期 前期	教育実践力の養成 教科・教職の専門的知識獲得 教職への意欲醸成	養護実習	教職実践演習					所属学部 の専門科目
3年	後期 前期							学校における健康相談 養護概説	
2年	後期 前期					特別活動論	生徒指導・進路指導論 教育相談	学校保健	
1年	後期 前期			特別支援教育論 教育心理学 教育制度論 教育課程論 教職論 教育原論	教育方法・情報通信技術活用論 総合的な学習の指導法 道德教育論				
			教育実践に関する科目	教職の基礎的理解に関する科目	道德、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目			養護に関する科目	

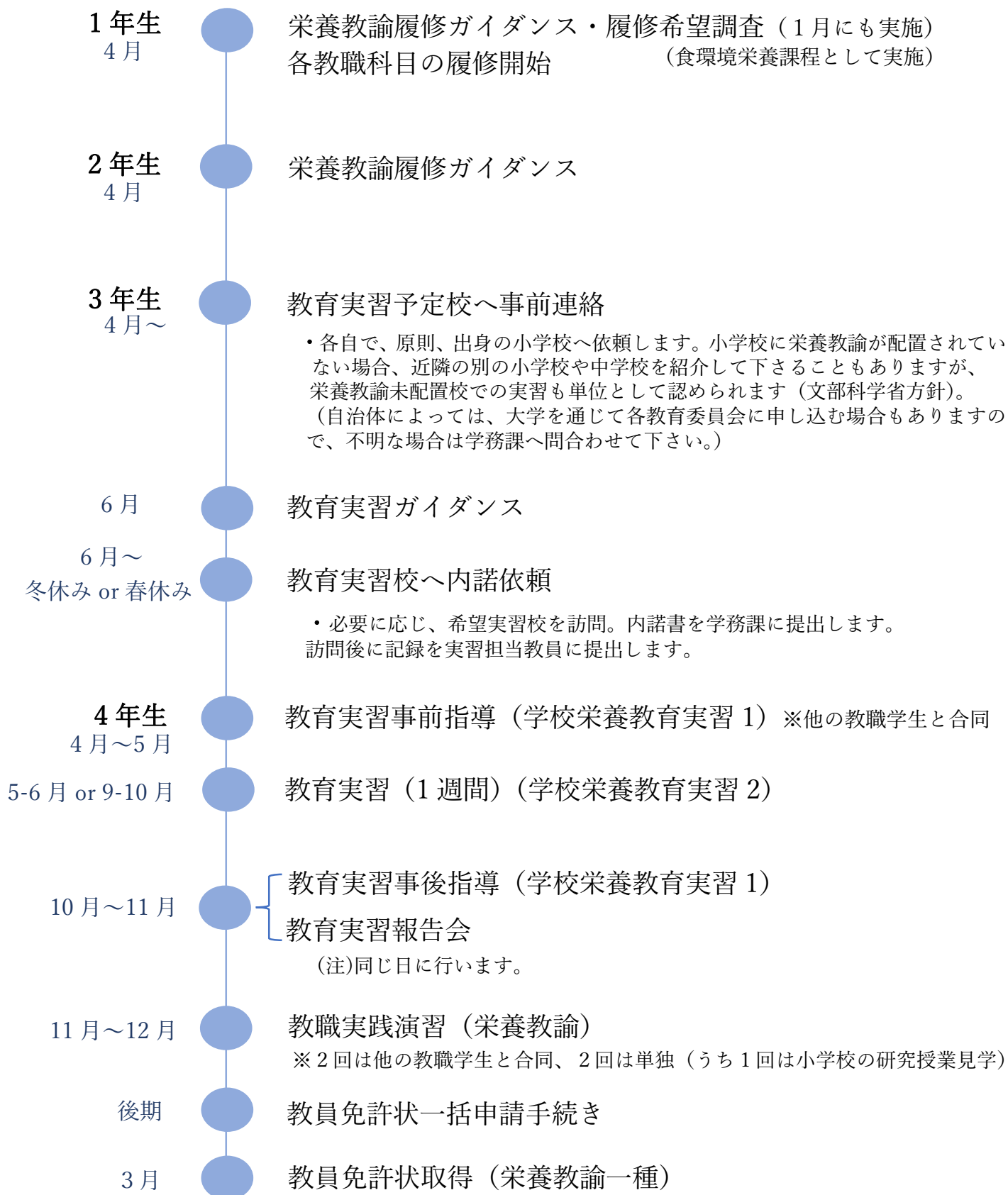
3. 教員免許取得までのスケジュール

●工学部・理学部・環境人間学部（保健体育）



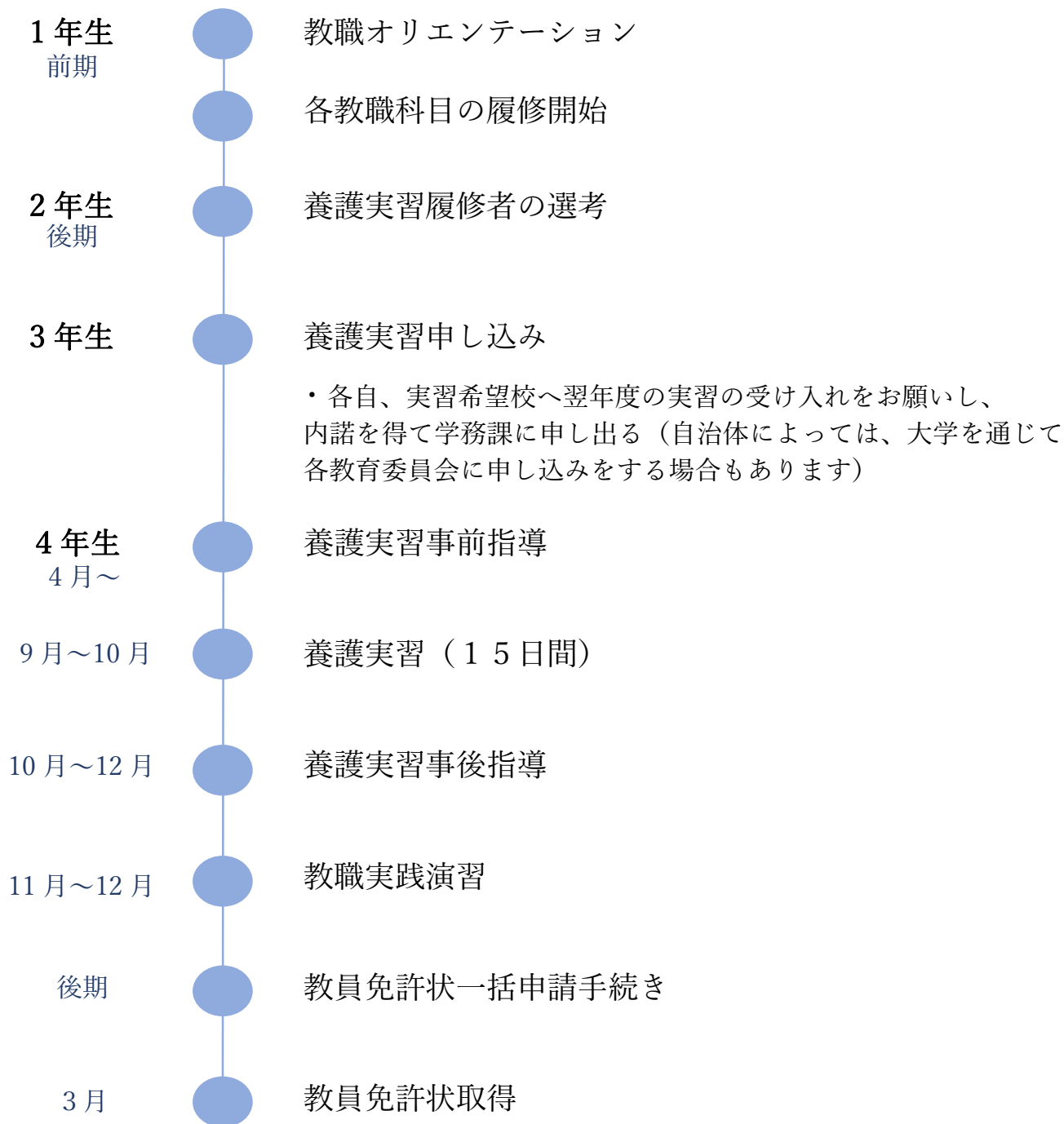
※日時、場所等は学部によって異なります。各キャンパス学務課に問い合わせてください。

●環境人間学部（栄養）



※日時、場所等は学部によって異なります。学務課に問い合わせてください。

●看護学部



※保健師免許に基づく養護教諭免許状二種取得については教職課程の履修は必要ありませんが、大学の指定するいくつかの科目の履修をしなければなりません。

4. 介護等体験

(1) 実施スケジュール及び手続の流れ

中学校教員免許状を取得する場合、介護等体験が義務付けられています。

介護等体験は、特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間の計 7 日間実施します。

本学においては、養護教諭・栄養教諭の免許状取得にあたって介護等体験は不要です。

特別支援学校 2 日間

+

社会福祉施設 5 日間



合計 7 日間必要

●工学部・理学部・環境人間学部（保健体育）

年次	時期	手続等	備考
2年生	11月下旬	説明会開催の 掲示確認	介護等体験申込説明会についての案内を ユニバーサルサポートで確認
	12月	申込説明会	介護等体験申込説明会に出席
	12月末もし くは1月上旬	事前申込書 提出	<提出物> ・ 申込書 ・ 社会福祉施設体験費 11,000円（2,200円 x 5日間） ・ 学研災接触感染特約費 20円 ・ 麻疹の免疫を持っていることの確認票
	2～3月	事前指導	介護等体験事前指導に出席
	3月	体験施設等の決定	体験施設等の決定連絡
3年生	4月	前期履修登録	介護等体験を履修登録
	5月～	介護等体験実施	特別支援学校2日 社会福祉施設5日
	9月	記録・終了証明書 提出	体験記録・終了証明書を提出
	12月	事後指導	介護等体験事後指導に出席

(2) 介護等体験に係る留意事項

介護等体験とは

介護等体験とは、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」に基づいて、小学校・中学校の教員免許状取得希望者に義務付けられているものです。

この法律は、教員志願者が個人の尊厳や社会連帯の理念に関する認識を深めることにより、教員としての資質向上を図り、義務教育の充実を期することを目的としています。

介護等体験は、特別支援学校と社会福祉施設において実施します。

対象者

中学校教員免許状取得希望者で、原則として3年生が対象です。

実施機関・時期

いずれも兵庫県内の特別支援学校及び社会福祉施設となり、体験時期は5月～10月です。

特別支援学校（盲・聾・肢体不自由・知的障害等） 2日間

社会福祉施設 5日間

費用

社会福祉施設介護等体験費用 11,000円

事前指導教材費や特別支援学校証明書発行手数料は、学校によって金額が異なります。

保険への加入ならびに麻疹への対応

「学生教育研究災害障害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」は入学時に加入しています。

麻疹の感染拡大防止のために、申込時に麻疹の免疫が確認できる抗体値の検査結果もしくは、ワクチンの予防接種を受けた証明書（母子手帳、予防接種手帳又は医療機関が交付する予防接種済証明書など）の提出が必要です。まだ検査を受けていない場合は、医療機関で検査し、抗体値が低い場合は、ワクチンの予防接種を受けてください。

5. 教育実習Ⅰ（高等学校）・教育実習Ⅱ（中学校）・養護実習・栄養教育実習

（１）教育実習の意義

「教育実習」は、専門職としての教職を志望する人が、大学で学んだ教科や教職に関する専門的な知識・理論・技術等を基盤として、小・中・高等学校などにおいて授業や学級経営などの教育活動を実際に体験し、教育者に求められる自覚、さらには教師に必要とされる実践的指導力や対人関係能力などについて、実践を通して身に付ける場です。

教育実習では、目の前に実習校の生徒と先生方がいます。実習生の皆さんが情熱と愛情をもって一生懸命に取り組めば、それを感じとった生徒や先生方は、必ずや皆さんを応援し、励ましてくださることでしょう。時には厳しい指導もあるかもしれませんが、それを乗り越えてこそ実習生は成長していくことができます。

（２）教育実習の目的と心得

前述のとおり、教育実習の目的は、学校現場において子どもと直接向かい合い、触れ合う教育活動を通じて教員に必要とされる能力と態度を身に付けることにあります。このため、実習生には、学校の教育活動を単に体験したり、補助するという受け身の姿勢ではなく、主体的・意欲的に教育実習に取り組み、改めて教職を志す自覚や責任感を育んでいくという姿勢が大切です。

また、実習生は現職の先生から指導を受ける立場であると同時に、生徒たちに対しては教師の立場に立つことになります。そのことを十分に踏まえた上で、生徒理解に努めながらしっかりと関わるのが重要です。教育実習は教員になるためには必修の科目ですが、実習を引き受けてくださる学校には義務ではありません。しかし、教職を目指す後輩を育てようという気持ちで受け入れて下さっています。

そして、実習校の教職員の方々に様々な形で、少なからずの負担をおかけしています。積極性と謙虚な姿勢、そして感謝の気持ちを持っていれば、生徒や先生方をはじめ、学校で行われているすべての教育活動から多くのことを学ぶことができ、充実した教育実習となります。

次の①～④に留意して下さい。

①研究授業

- ・学習指導案は、研究授業前日までに作成して指導教諭の指導を受けて下さい。
- ・研究授業を行ったときは、必ずその日のうちに指導教諭の指導、助言を受けて下さい。

また、他に参観された校長、教頭、教諭にもできるだけ指導、助言を仰ぐようにして下さい。

②授業参観

- ・できるだけ多くの教員の授業を参観し、授業研究の材料として下さい。
- ・授業参観にはあらかじめ授業担当者の承諾を得ておきましょう。
- ・参観においては礼儀をわきまえ、参観後には感謝の意を伝えましょう。

③H R指導

- ・学校によっては、毎朝職員朝礼、およびそれに続く学年打合せがあります。
その場合は、必ず出席して下さい。
- ・H R指導教諭と十分な連絡をとり、指導を受けて、S H Rの指導や清掃指導等の実習を行って下さい。

④その他

- ・学校、職員、生徒、生徒の家庭等について知り得た職務上の秘密事項は、教育実習中は勿論、実習終了後も守秘義務があります。

- ・勤務時間中は私用の外出は禁止です。やむを得ず校外に出る場合は必ず指導教諭の許可を受けて下さい。
- ・やむを得ず欠勤、遅刻する場合は指導教諭等に連絡し、指示を受けて下さい。
- ・教員としてふさわしい身だしなみ・言動をとるように心がけて下さい。

特に、あいさつは社会人としての基本です。

- ・学校（小・中学校）によっては道徳の授業を行ったり、HR で学生生活等の話を依頼されたりする場合があります。

（注）上記の①～④は一般的な心得で、実際は実習校のルールに従って下さい。

（３）実習中はチーム学校の一員

それぞれの学校では、その学校の教育目標のもとで育てたい生徒像を描き、その実現に向けて学習指導、生徒指導、学級・ホームルーム経営、教育環境の整備等の教育活動に日々取り組んでいます。

実習生も実習期間中は、「チーム学校」の一員です。それぞれの学校現場がどのような課題を持ち、どのように取り組んでいるかを肯定的な見方で観察することが大切です。他人事のように批評するのではなく、当事者意識を持って取組の意図を受け止め、自ら主体的に行動しましょう。

また、令和４年５月に公布された「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」を踏まえて、令和４年８月に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質向上に関する指標の策定に関する指針の改正」が告示されました。改正のポイントとして教師に求められる資質能力を次の５つの柱で整理されました。①教職に必要な素養、②学習指導、③生徒指導、④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、⑤ICT や情報・教育データの利活用。

（４）教育実習校における事前打合わせと事前指導等

教育実習が始まる前に、事前打ち合わせを実習校で行います。学校によって、３年次に行うところや、実習開始の数日前に行うところがあります。お世話になる学校については、事前にホームページなどを確認し、学校教育目標や校内研究主題等は最低限把握しておきましょう。

また、担当の指導教諭、担当学年・学級、教科の範囲、行事予定等についての説明が行われますので、以下の点に留意し、必要な情報は自ら質問して取得するようにしましょう。

- ① 打合せに指定された日時を必ず守る。遅刻は絶対にしない（上履きは自分のものを持っていく）。
- ② 実習校のホームページ等で学校沿革、学校教育目標、スクール・ミッション、スクール・ポリシー等を把握する。
- ③ 担当学年、担当クラスはもとより、生徒指導上の課題等を把握できるよう努める。
- ④ 担当する教科について、使用する教科書や実習期間中の指導範囲等を把握する。
- ⑤ 実習校では独自の学習指導案の書式があり、これに基づいて実習授業を行う場合があります。その場合、書式のサンプルを頂けるようお願いする。
- ⑥ 担当学級の生徒名簿等を渡される場合があります。その場合は、実習前に生徒の名前等を覚えるようにしておきましょう。個人情報の保護には十分留意する。（プライバシーの配慮から、実習生には名簿等を渡さない学校もあります）

（５）養護実習・栄養教育実習

養護実習および栄養教育実習の心得等については、別途配布される要綱等を参照してください。教諭との職務の違いによって部分的に異なるところもありますが、実習の意義や心得については教育実習と同様です。

(6) 実習履修要件と実施スケジュール及び手続の流れ

実習履修要件

教育実習・養護実習・栄養教育実習は、各校の好意により受け入れてもらっています。したがって、将来教員になろうという強い希望のある人のみ履修してください。

① 教育実習は、次の教育実習履修許可条件をすべて満たしている者のみ履修を許可します。

ア 卒業研究履修許可者であること（又は卒業研究を修了していること）。

イ 特別な事情がある場合を除いて、「教育実践に関する科目」を除く「教育の基礎的理解に関する科目等※」（平成 30 年度以前入学生は「教職に関する科目」）の必修単位のうち、3 分の 2 以上の単位を修得していること。

ウ 「教科及び教科の指導法に関する科目（平成 30 年度以前入学生は「教科に関する科目」）」の必修単位のうち、3 分の 2 以上の単位を修得していること。

エ 教科指導法Ⅰ・Ⅱ（保体・理科・数学・情報・工業のうち免許を取得しようとする科目のもの）の単位を修得していること。

オ 中学校教員免許（保体・理科・数学）取得希望者については、「介護等体験」の単位を修得していること。

※工学部は R6 年入学生から適用。工学部 R5 年以前入学生の教育実習履修要件は（26 頁（注 3）、28 頁（注 4））を参照して下さい。

② 養護実習は、次の条件をすべて満たしている者のみ履修を許可します。

ア 養護実習履修の選考に合格していること。

イ 特別な事情がある場合を除いて、「養護実習」及び「教職実践演習」を除く「教育の基礎的理解に関する科目等※」の単位を修得していること。

ウ 「養護に関する科目」のうち、「学校保健」、「養護概説」及び「学校における健康相談」の単位を修得していること。

③ 栄養教育実習は、次の条件をすべて満たしている者のみ履修を許可します。

ア 卒業研究履修許可者であること（又は卒業研究を修了していること）。

イ 特別な事情がある場合を除いて、「教育の基礎的理解に関する科目等※」（平成 30 年度以前入学生は「教職に関する科目」）の必修単位のうち、3 分の 2 以上の単位を修得していること。

ウ 特別な事情がある場合を除いて、栄養に係る教育に関する科目をすべて修得していること。

※「教育の基礎的理解に関する科目等」とは？：「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」）」及び「教育実践に関する科目」のことをいう。

「7. 教員免許状取得要件」（20～21 頁）も参照して下さい。

**「こども性暴力防止法」が
2026年12月25日にスタートします。
～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～**

こども性暴力防止に関する制度施行に伴う実習生への留意点について

2026年12月25日より、「こども性暴力防止」に関する法律が施行され、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。これに伴い、実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、以下の点にご留意ください。

【実習生に関する留意点】

- ・実習計画において、こどもと一対一で接する場面が予定されている場合や、実習期間が長期にわたる場合など、実習内容に「支配性」「継続性」「閉鎖性」が認められると判断された場合には、性犯罪歴の有無の確認が必要となる場合があります。なお、確認の要否については、最終的に実習先の事業者が判断します。
- ・性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人がこども家庭庁に対して戸籍等の書類を提出する必要があります。
- ・性犯罪歴が確認された場合、こどもと接する実習は認められず、これにより資格取得が不可能となる可能性があります。この点については、事前に**同意書**を提出していただきます。
- ・実習開始前（教育実習、介護等体験等）には、性犯罪前科がない旨の**誓約書**を提出していただきます。
- ・教育実習や介護等体験等の事前指導において、「こども性暴力防止」および「ハラスメント防止」に関するガイダンスを実施しますので、必ず受講してください。

こどもたちの安心と尊厳を守ることは、教育者としての第一歩です。
皆さん一人ひとりの誠実な姿勢が、信頼される教育実践につながります。
どうか真摯な気持ちで実習に臨んでください。

【参考】

こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

実習実施スケジュール及び手続の流れ

●工学部・環境人間学部

年次	時期	手続等	備考
2年生	3月	申込揭示確認	
3年生	4月上旬	申込書提出	翌年度の教育実習の案内をユニバーサルパスポートにて確認し、必要書類を提出
	4月下旬	内諾書用紙配布・説明	実習希望校の提出書類を配布
	5月～6月	内諾活動	実習希望校を訪問し、内諾を得る
		内諾書提出	実習希望校から内諾書が届く
	3月～4月	教育実習履修許可者発表	教育実習履修条件を満たした場合、ユニバーサルパスポートにて発表（条件を満たしていない場合は、実習予定校に辞退の書類を送付）
4年生	4月	前期履修登録	教育実習ⅠもしくはⅡ または、学校栄養教育実習1・2の履修登録
		正式依頼文送付	実習予定校に正式依頼文を送付
		事前指導	事前指導に参加
	5月～	教育実習	実習校にて実習
	9月下旬～10月上旬	後期履修登録	教職実践演習の履修登録
	7月～	事後指導	事後指導に参加
	11月～12月	教職実践演習	教職実践演習に参加

●理学部

年次	時期	手続等	備考
3年生	5月上旬	教育実習ガイダンス	翌年度の教育実習についての手続きを説明
	5月	申込用紙提出	提出があり次第、実習希望校の提出書類を配布
	6月～8月	内諾活動	実習希望校を訪問し、内諾を得る
		内諾書提出	実習希望校から学務課に内諾書が届く
	3月	教育実習履修許可者発表	教育実習履修条件を満たしていないものについては個別に連絡し、辞退文を学校に送付
4年生	4月	前期履修登録	教育実習Ⅰ・Ⅱの履修登録
		正式依頼文送付	実習予定校に正式依頼文を送付
		事前指導	事前指導に参加
	5月～	教育実習	実習校にて実習
	7月～	事後指導	事後指導に参加
	11月～12月	教職実践演習	教職実践演習に参加

●看護学部

年次	時期	手続等	備考
2年生	9月下旬	後期履修ガイダンス	4年次の実習履修者の選考について説明
	10月～12月	実習履修者の選考	選考（面接、GPA 等）と履修予定者の決定
	2月上旬	実習申込ガイダンス	実習の申し込み手続きについて説明
	3月	希望校への事前訪問 （母校実習）	学校へ訪問し、以後の手続きについて説明
3年生	4月～6月	内諾活動（母校実習）	学校から受け入れの内諾を得る手続き
	4月～3月	実習申込の手続き （母校実習以外）	大学より一括して教育委員会等に申し込み
4年生	4月	履修登録	養護実習履修登録
	4月～5月	正式依頼文送付	実習予定校に正式依頼文を送付
	4月～8月	事前指導	事前指導（ガイダンスや講話等）に参加
	9月～10月	養護実習	実習校にて実習
	10月～12月	事後指導	事後指導（実習報告会等）に参加
		教職実践演習	教職実践演習（振り返り等）に参加

6. 教員免許状とは

(1) 教員免許制度の概要

教員免許制度を支える組織・法律

大学で教員養成を行う場合、国（文部科学省）、大学、そして教育委員会の三者が関係します。その役割はおおよそ次のとおりとなります。

- 国（文部科学省）：教員免許状授与に関する法令を制定し、文部科学大臣が大学から申請された課程を認定します。
- 大学（学部等）：法令に従って教員養成の課程を設置します。
このとき個々の学部は、自らの学部で学生に取得させる免許教科・学校種を定め、これに必要な授業科目を開設します。
- 教育委員会：教員免許状を授与（発行）する主体は都道府県の教育委員会です。
在学中に要件を満たした者については、大学から一括して教員免許状の申請を行います。
卒業後に要件を満たした者については、各自で申請することになります。
なお、教員採用試験を実施する主体も教育委員会です。

教員免許制度を定める主な法律は「教育職員免許法」と「教育職員免許法施行規則」です。

(2) 教員免許状の種類

一般に教員免許状は「免許種」、「学校種（校種）・職種」、「教科」で分類できます。
これを整理すると次のようになります。

免許種

教員免許状には次のような種類があります。職務上の差異はありませんが、給与・昇進等が異なります。

- 一種免許状：主に学部学生が取得できる免許状です。
法令で定められた教職科目を修得し、学部を卒業（＝学士の学位を取得）することで得られる免許状です。
- 専修免許状：一種免許状に必要な単位に加え、博士前期課程（修士課程）等で専門的な教職科目を修得することで得られる免許状です。
- 二種免許状：通常、短期大学を卒業（準学士を取得）することで得られる免許状です。

学校種（校種）・職種

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭になるためには、学校種ごとの教員免許状が必要です。また、養護教諭及び栄養教諭は職種に対応した教員免許状が必要です。

中学校と高等学校は教科ごとの免許状に分かれます。

兵庫県立大学で取得できるのは中学校、高等学校、栄養教諭及び養護教諭の教員免許状です。

学部や学科によって、取得できる免許状は異なります。

詳細は「兵庫県立大学で取得できる教員免許状」（3 頁）で確認してください。

中学校と高等学校教諭の教員免許状は教科による区別があり、所属する学部・学科等によって取得できる教科が定められています。

学部・学科の枠を超えた校種・教科の教員免許状の取得はできません。

7. 教員免許状取得要件

以下、兵庫県立大学の学士課程で取得できる一種・二種免許状の取得要件について説明します。
博士前期課程（修士課程）で取得する専修免許状の取得要件については、各研究科のガイダンスへの参加や配布される学生便覧を参照して確認してください。

（1）全般的事項

基礎資格

学士の学位を有すること：所属学部を卒業すると学士の学位を取得できます。

- * 栄養教諭一種免許状取得の場合は、学士の学位を有することに加えて、管理栄養士免許を取得しているか管理栄養士養成課程を修了し、栄養士免許を取得していること。
- * 養護教諭二種免許状取得の場合は、保健師免許を取得していること。

取得科目

教員免許状は、次のページの表に示す基礎資格に基づき免許状取得に必要な単位を修得することにより取得できます。教員免許状取得に必要な科目群は大きく次の6つに区分されています。特に③、④、⑤に関する授業科目は「8.「教科及び各教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位修得方法」（26～32頁）で詳しく説明しています。

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」の区分でそれぞれ必要です。授業科目は、全学共通科目として開講しています。

②教科及び教科の指導法に関する科目（注1）

授業科目は、各教科の指導法を除き、所属学部の専門教育科目として開講しています。

（注1）養護教諭免許課程では、「養護に関する科目」、栄養教諭免許課程では、「栄養に係る教育に関する科目」という区分名称になります。

③教育の基礎的理解に関する科目

④道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（注2）

（注2）養護教諭免許課程、栄養教諭免許課程では「道徳、総合的な学習等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」という区分名称になります。

⑤教育実践に関する科目

⑥大学が独自に設定する科目（注3）

（注3）②教科及び教科の指導法に関する科目」等、③～⑤「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、⑥「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができます。

介護等体験

中学校教諭の免許状を取得する場合は、「介護等体験」を履修することが必要です。
高等学校教諭の免許状のみ取得する場合は必要ありません。
詳しくは先の「4. 介護等体験」（10～11頁）で確認して下さい。

免許状の種類	基礎資格	必要最低単位数						合計	介護等体験
		①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	②教科及び教科の指導法に関する科目	③教育の基礎的理解に関する科目	④道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	⑤教育実践に関する科目	⑥大学が独自に設定する科目（注①）		
中学校教諭一種	学士の学位を有すること	8	28	10	10	7	4	67	必要
高等学校教諭一種	学士の学位を有すること	8	24	10	8	5	12	67	不要
栄養教諭一種	学士の学位を有し、管理栄養士免許を取得しているか管理栄養士養成課程を修了し、栄養士免許を取得していること	8	4	8 (注②)	6 (注③)	4	不要	30	不要
養護教諭一種	学士の学位を有すること	8 (注④)	28 (注⑤)	8 (注⑥)	6	7	7	64	不要
養護教諭二種	保健師免許資格を取得していること	8	-	-	-	-	-	8	不要

(注①) 中一種免許状取得の場合は、「大学が独自に設定する科目」（介護等体験）は必ず修得すること。

***（介護等体験）は高一種の単位としては認めない。**

必要単位の修得にあたっては、「大学が独自に設定する科目」及び最低必要単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」（看護学部は「看護に関する科目」）又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位により修得。

(注②) 栄養教諭一種免許状取得において、「教育の基礎的理解に関する科目」区分は、免許法上 最低修得単位数が「8」単位であるが、それに対応する授業科目は全て履修し、10単位を修得すること。

(注③) 栄養教諭一種免許状取得において、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」区分は、免許法上 最低修得単位数が「6」単位であるが、それに対応する授業科目は全て履修し、10単位を修得すること。

(注④) 養護教諭一種免許状または二種免許状取得において、「日本国憲法」「体育」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は 情報機器の操作」（卒業要件として必修のデータサイエンス入門）を含み、10単位の修得が必要である。

(注⑤) 養護教諭一種免許状取得において、「養護に関する科目」32科目・48単位の修得が必要である。教育職員免許法施行規則に定める必要単位「学校保健」「養護概説」「学校における健康相談」以外は、すべて卒業要件として必修の科目である。

(注⑥) 養護教諭一種免許状取得において、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低修得単位数は「8」単位、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数は「6」単位であるものの、教育職員免許法施行規則に定める「各科目に含めることが必要な事項」を満たすためには、すべての開設授業科目の「20」単位修得が必要である。

（２）科目区分別チェックリスト

教員免許状を取得するためには、前頁「7. 教員免許状取得要件」の必要単位数を修得しなければなりません。次頁以下の表は、学士課程で取得可能な教員免許状を取得するために必要な①から⑥の科目区分ごとの単位数を表しています。

科目区分ごとに必要な単位を修得後は区分欄の□に各自でチェックをして、必要な単位に不足がないかを確認して下さい。

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 日本国憲法		
☐ 体育		
☐ 外国語コミュニケーション		
☐ 情報機器の操作		

②教科及び教科の指導法に関する科目

●工学部 工学科 数学（中一、高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 代数学		
☐ 幾何学		
☐ 解析学		
☐ 「確率論、統計学」		
☐ コンピュータ		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●R5入学生まで 工学部 工学科 理科（中一、高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 物理学		
☐ 化学		
☐ 生物学		
☐ 地学		
☐ 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 化学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 地学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●R6入学生から 工学部 工学科 理科（中一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 物理学		
☐ 化学		
☐ 生物学		
☐ 地学		
☐ 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

④履修すべき内容は、物・化・生・地の4分野の実験

●R6入学生から 工学部 工学科 理科（高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 物理学		
☐ 化学		
☐ 生物学		
☐ 地学		
☐ 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

④履修すべき内容は、物・化・生・地のいずれかの実験から1つ選択

●工学部 工学科 情報（高一） *R8年度新設

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理		
☐ コンピュータ・情報処理		
☐ 情報システム		
☐ 情報通信ネットワーク		
☐ マルチメディア表現・マルチメディア技術		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●工学部 工学科 工業（高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 工業の関係科目		
☐ 職業指導		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●理学部 物質科学科 数学（中一、高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 代数学		
☐ 幾何学		
☐ 解析学		
☐ 確率論統計学		
☐ コンピュータ		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●R5入学生まで 理学部 物質科学科/生命科学科 理科（中一、高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 物理学		
☐ 化学		
☐ 生物学		
☐ 地学		
☐ 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 化学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 地学実験（コンピュータ活用を含む。）		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●R6入学生から 理学部 物質科学科/生命科学科 理科（中一、高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 物理学		
☐ 化学		
☐ 生物学		
☐ 地学		
☐ 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

④

履修すべき内容は、物・化・生・地の4分野の実験

●R8入学生から 理学部 物質科学科/生命科学科 理科 (高一)

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 物理学		
☐ 化学		
☐ 生物学		
☐ 地学		
⑧ ☐ 「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

⑧履修すべき内容は、物・化・生・地のいずれかの実験から1つ選択

●環境人間学部 環境人間学科 保健体育（中一・高一）

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 体育実技		
☐ 体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		
☐ 生理学（運動生理学を含む。）		
☐ 衛生学・公衆衛生学		
☐ 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		
☐ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		

●環境人間学部 環境人間学科 栄養に係る教育に関する科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		
☐ 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
☐ 食生活に関する歴史的及び文化的事項		
☐ 食に関する指導の方法に関する事項		

●看護学部 看護学科 養護に関する科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）		
☐ 学校保健		
☐ 養護概説		
☐ 健康相談活動の理論及び方法		
☐ 栄養学（食品学を含む。）		
☐ 解剖学及び生理学		
☐ 微生物学、免疫学、薬理概論		
☐ 精神保健		
☐ 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		

③教育の基礎的理解に関する科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
☐ 教職の意義及び教員の役割・職務内容		
☐ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
☐ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
☐ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
☐ 教育課程の意義及び編成の方法		

④道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 道徳の理念及び指導法 * 中学校免許状取得の場合のみ		
☐ 総合的な学習の時間の指導法		
☐ 特別活動の指導法		
☐ 教育の方法及び技術		
☐ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法/生徒指導の理論及び方法		
☐ 教育相談の理論及び方法/進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		

⑤教育実践に関する科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 教育実習		
☐ 教職実践演習		

⑥大学が独自に設定する科目

区分	修得単位数	
	小計	合計
☐ 「大学が独自に設定する科目」		
☐ 必要単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」等		
☐ 必要単位数を超えて修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」		

8. 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位履修方法

●工学部 理科・数学 【必修】 教科及び各教科の指導法に関する科目 中一種免28単位/高一種免24単位
 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位/高一種免23単位 } (注1)

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修単位				配当年次 （※注）	週時間数		備考
				中		高			前期	後期	
				必修	選択	必修	選択				
導 教 法 科 に 及 関 び す 教 る 科 科 の 目 指	各教科の指導法	数学又は理科指導法Ⅰ	2	2		2		3（2）	2		数学科指導法の単位を理科、理科指導法の単位を数学の単位として参入することはできない。 ※注（ ）内、R8以降入学生からの理科指導法配当年次
		数学又は理科指導法Ⅱ	2	2		2		3（2）	2(理)	2(数)	
		数学又は理科指導法Ⅲ	2	2			2	3（3）	2(数)	2(理)	
		数学又は理科指導法Ⅳ	2	2			2	4（3）	集中講義		
	教科に関する専門的事項	※	20	20			20		※		
各教科の指導法 必要合計単位				28		24	4				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		2		1	集中講義		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2		2		1	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2		2		2	集中講義		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		2		2	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1		1		2	集中講義		3年次までに履修すること。
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1		1		2	集中講義		
道徳及び生徒総合的な学習の指導、教育の相談等に關する指導	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	2				2	集中講義		中一種のみ必修（注4）
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1	1		1		2	集中講義		
	特別活動の指導法	特別活動論	1	1		1		2	集中講義		3年次までに履修すること。
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2		2		2	集中講義		3年次までに履修すること。
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2		2		3	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談	2	2		2		2	集中講義		
科目に関する実践	教育実習Ⅰ	教育実習Ⅱ	（注2）（注3）	3	－		3		4		中高両方の免許を取得する場合は、教育実習Ⅱを必修とする。
	5			5		－		4			
	教職実践演習	教職実践演習	2	2		2		4	集中講義		教育実習を履修済みの学生対象
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位				27		23					

(注1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、
 「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

(注2) 教育実習は、前年度（3年次）の4～5月頃に学務課に申込手続を行った者で、前年度（3年次）末までに履修許可条件を満たした者のみ履修を認める。
 4年次4月初めの通常の履修登録も忘れないこと。また、教育実習事前指導及び事後指導に必ず参加すること。

(注3) R5年以前入学生の教育実習履修要件(R6年以降入学生の教育実習履修要件は14頁で詳しく説明しています。)

ア 卒業研究履修許可を受けていること。

イ 原則として、「教職論」・「教育原論」・「教育心理学」・「生徒指導論」・「教科指導法Ⅰ・Ⅱ（数学科・理科のうち、免許を取得しようとする科目のもの）」及び「介護等体験（中学校教員免許状取得希望者のみ）」のすべての単位を修得していること。

ウ 教科に関する科目の最低必要単位数のうち3分の2以上の単位を修得していること。

(注4) R7以降入学生から道徳教育論が「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位として認められるのは、中一種のみとなり、高一種は認められない。

●工学部 情報 【必修】 教科及び各教科の指導法に関する科目 高一種免24単位
 教育の基礎的理解に関する科目等 高一種免23単位 } (注1)

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
				高			前期	後期	
				必修	選択				
すの教 る指科 科導及 目法び に教 関科	各教科の指導法	情報科指導法Ⅰ	2	2		3		2	
		情報科指導法Ⅱ	2	2		3		2	
	教科に関する専門的事項	※	20	20		※			※該当する授業科目・配当年次は、所属学部の「学生便覧」を参照。
各教科の指導法 必要合計単位				24					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		1	集中講義		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2		1	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2		2	集中講義		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		2	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1		2	集中講義		
相の道 談指徳、 等導に 法総 関及合 すび的 る生な 科徒学 目指習 導の時 教育等	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1	1		2	集中講義		
	特別活動の指導法	特別活動論	1	1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2		3	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談	2	2		2	集中講義		
科に教 目関育 す実 る践	教育実習（注2）（注3）	教育実習	3	3		4			
	教職実践演習	教職実践演習	2	2		4	集中講義	教育実習を履修済みの学生対象	
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位				23					

(注1) 「教科及び各教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、
「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

(注2) 教育実習は、前年度（3年次）の4～5月頃に学務課に申込手続を行った者で、前年度（3年次）末までに履修許可条件を満たした者のみ履修を認める。
 4年次4月初めの通常の履修登録も忘れないこと。また、教育実習事前指導及び事後指導に必ず参加すること。

(注3) R6年以降入学生の教育実習履修要件は14頁で詳しく説明しています。

●工学部 工業 【必修】 教科及び各教科の指導法に関する科目 高一種免24単位
 教育の基礎的理解に関する科目等 高一種免23単位 } (注1)

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
				高			前期	後期	
				必修	選択				
すの教 科指 導及 目法 に教 関科	各教科の指導法	工業科指導法Ⅰ	2	2		3		2	
		工業科指導法Ⅱ	2	2		3		2	
	教科に関する専門的事項	※	20	20		※			※該当する授業科目・配当年次は、所属学部の「学生便覧」を参照。
各教科の指導法 必要合計単位（注２）				24					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		1	集中講義		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2		1	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2		2	集中講義		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		2	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1		2	集中講義		
相の道 談指徳 等導、 に法 関及合 すび的 る生 な 科徒学 目指 導の 時間 教育等	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1	1		2	集中講義		
	特別活動の指導法	特別活動論	1	1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2		3	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談	2	2		2	集中講義		
科に教 目関育 す実 る践	教育実習（注３）（注４）	教育実習	3	3		4			
	教職実践演習	教職実践演習	2	2		4	集中講義	教育実習を履修済みの学生対象	
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位（注２）				23					

(注1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、
「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

(注2) 工業の免許を取得する場合、当面の間「教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の全部または一部を「教科に関する専門的事項」
の修得をもって替えることが出来る。但し、工業科指導法はなるべく修得する方が望ましい。

(注3) 教育実習は、前年度（3年次）の4～5月頃に学務課に申込手続を行った者で、前年度（3年次）末までに履修許可条件を満たした者のみ履修を認める。
 4年次4月初めの通常の履修登録も忘れないこと。また、教育実習事前指導及び事後指導に必ず参加すること。

(注4) **R5年以前入学生の教育実習履修要件（R6年以降入学生の教育実習履修要件は14頁で詳しく説明しています。）**

ア 卒業研究履修許可を受けていること。

イ 原則として、「教職論」・「教育原論」・「教育心理学」・「生徒指導論」・「工業科指導法Ⅰ・Ⅱ」のすべての単位を修得していること。

ウ 教科に関する科目の最低必要単位数のうち3分の2以上の単位を修得していること。

●理学部 【必修】 教科及び各教科の指導法に関する科目 中一種免28単位/高一種免24単位 } (注1)
 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位/高一種免23単位

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修単位				配当年次 （＊注）	週時間数		備考
				中		高			前期	後期	
				必修	選択	必修	選択				
すの教 る指科 科導及 目法 びに教 関科	各教科の指導法	数学又は理科指導法Ⅰ	2	2		2		3（2）	2		数学科指導法の単位を理科、理科指導法の単位を数学の単位として参入することはできない。 ＊注（）内、R8以降入学生からの理科指導法配当年次
		数学又は理科指導法Ⅱ	2	2		2		3（2）		2	
		数学又は理科指導法Ⅲ	2	2			2	3（3）	2	2	
		数学又は理科指導法Ⅳ	2	2			2	4（3）	集中講義		
	教科に関する専門的事項	※	20	20		20		※			※該当する授業科目・配当年次は、所属学部「学生便覧」を参照。
各教科の指導法 必要合計単位				28		24	4				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		2		1	集中講義		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2		2		2	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2		2		2	集中講義		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		2		2	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1		1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1		1		2	集中講義		
相の道 談指徳、 等導、 に法、 関及 する生 徒学 科目 指導、 時間 教育等	道德の理論及び指導法	道德教育論	2	2				2	集中講義	中一種のみ必修（注3）	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1	1		1		2	集中講義		
	特別活動の指導法	特別活動論	1	1		1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2		2		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2		2		3	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談	2	2		2		2	集中講義		
関教 する育 の実 科践 目に	教育実習	教育実習Ⅰ	3	－		3		4		中高両方の免許を取得する場合は、教育実習Ⅱを必修とする。	
		教育実習Ⅱ	5	5		－		4			
	教職実践演習	教職実践演習	2	2		2		4	集中講義	教育実習を履修済みの学生対象	
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位				27		23					

(注1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」必修の単位（中一種免28単位、高一種免24単位）とは別に「大学が独自に設定する科目」の単位を「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」から修得しなければならない。

「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

(注2) 教育実習は、前年度（3年次）の4～5月頃に実施するガイダンスに参加、学務課に申込を行った者で、前年度（3年次）末までに履修許可条件を満たした者のみ履修を認める。また、教育実習事前指導及び事後指導に必ず参加すること。

教育実習履修要件は（14頁）で詳しく説明しています。

(注3) 道德教育論が「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位として認められるのは、中一種のみとなり、高一種は認められない。

●環境人間学部 保健体育 【必修】 教科及び各教科の指導法に関する科目 中一種免28単位/高一種免24単位
 教育の基礎的理解に関する科目等 中一種免27単位/高一種免23単位 } (注1)

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修単位				配当年次	週時間数		備考
				中		高			前期	後期	
				必修	選択	必修	選択				
科 指 教 目 導 科 法 及 に び 関 教 す 科 の	各教科の指導法	保健体育指導法Ⅰ	2	2		2		2		2*	* R5入学生は3年前期、R6以降入学生は2年後期
		保健体育指導法Ⅱ	2	2		2		3	2		
		保健体育指導法Ⅲ	2	2		2		3		2	
		保健体育指導法Ⅳ	2	2		2		4	2		
	教科に関する専門的事項	※	20	20		20		※			※該当する授業科目・配当年次は、所属学部の「学生便覧」を参照。
各教科の指導法 必要合計単位（注２）				28		28					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2		2		1	集中講義		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2		2		1	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2		2		2	集中講義		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2		2		2	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1		1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1		1		2	集中講義		
る 法 道 科 及 徳 目 び 生 総 徒 合 指 指 導 導 な 学 学 習 育 の 相 時 談 間 等 等 に の 関 指 指 導	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	2				2	集中講義	中一種のみ必修（注３）	
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の指導法	1	1		1		2	集中講義		
	特別活動の指導法	特別活動論	1	1		1		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2		2		2	集中講義	3年次までに履修すること。	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2		2		3	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	2		2		2or3	集中講義	R4入学生3年、R5以降入学生2年配当	
科 に 教 目 関 育 す 実 る 践	教育実習	教育実習Ⅰ	3	－		3		4		中高両方の免許を取得する場合は、教育実習Ⅱを必修とする。	
		教育実習Ⅱ	5	5		－		4			
	教職実践演習	教職実践演習	2	2		2		4	集中講義	教育実習を履修済みの学生対象	
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位				27		23					

(注1) 「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、
「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

(注2) 高一種の「教科及び教科の指導法に関する科目」の免許法上における最低必要単位数は24単位であるが、本学においては上記のとおり
 「保健体育指導法Ⅰ～Ⅳ」を修得すること。

(注3) 道徳教育論が「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位として認められるのは、中一種のみとなり、高一種は認められない。

(注4) 教育実習は、前年度(3年次)の4～5月頃に学務課に申込を行った者で、前年度(3年次)末までに履修許可条件を満たした者のみ履修を認める。
 4年次4月初めの通常の履修登録も忘れないこと。また、教育実習事前指導及び事後指導に必ず参加すること。
 教育実習履修要件は(14頁)で詳しく説明しています。

●環境人間学部 栄養 【必修】 教科及び各教科の指導法に関する科目 4単位
 教育の基礎的理解に関する科目等 18単位 } (注1)

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修単位	配当年次	週時間数		備考
						前期	後期	
すの教 る指 科科 導導 及及 目目 法法 び に 教 関 科	栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育の理論と方法	2	2	3	1		
		食育指導の理論と方法	2	2	3		1	
各教科の指導法 必要合計単位				4				
教育の 基礎 的理 解に 関 する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2	1	集中講義	「教育の基礎的理解に関する科目」区分は、 <u>免許法上は最低修得単位数は8単位であるが、それに対応する授業科目はすべて履修し、10単位を修得すること。</u>	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2	1	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2	2	集中講義		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2	2	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1	2	集中講義		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1	2	集中講義		
す容道 る及徳 科目、 生徒 総合 的指 導な 、学 習の 相 時 間 等 に 関 内	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育論	2	2	2	集中講義	「道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導・教育相談に関する科目」区分は、 <u>免許法上は最低修得単位数は6単位であるが、それに対応する授業科目はすべて履修し、10単位を修得すること。</u>	
		総合的な学習の指導法	1	1	2	集中講義		
		特別活動論	1	1	2	集中講義		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2	2	集中講義		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論（栄養教諭）	2	2	3	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育相談	2	2	2	集中講義		
	科に教 目育 関す 実践	栄養教育実習（注2）	学校栄養教育実習 1	1	1	4		
学校栄養教育実習 2			1	1	4			
教職実践演習		教職実践演習（栄養教諭）	2	2	4	集中講義	教育実習を履修済みの学生対象	
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位				24				

(注1) 「教育の基礎的理解に関する科目等」の免許法上における最低必要単位数は、18単位であるが、本学においては上記単位欄のとおり単位修得すること。

なお、「教育の基礎的理解に関する科目等」で最低必要単位数を超えて修得した単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

(注2) 教育実習（学校栄養教育実習1・2）は、前年度（3年次）の4～5月頃に学務課に申込手続を行った者で、前年度（3年次）末までに履修許可条件を満たした者のみ履修を認める。4年次4月初めの通常の履修登録も忘れないこと。また、教育実習事前指導及び事後指導に必ず参加すること。
 教育実習履修要件は（14頁）で詳しく説明しています。

●看護学部 養護

【必修】 養護に関する科目 48単位 (注1)

教育の基礎的理解に関する科目等 一種免許 27単位 (注2) 二種免許 不要 (注3)

科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位	必修	不要	配当年次	週時間数		備考
				一種	二種		前期	後期	
す 養 る 護 科 に 目 関	※	※	48	48	-	※			※各科目に含める必要事項、および該当する授業科目・配当年次は、所属学部の「学生便覧」を参照。 養護に関する科目の修得単位数には「養護又は教職に関する科目」の必要単位数が含まれる。
養護に関する科目 必要合計単位				48	-				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論	2	2	-	1	2		一種免許状取得において、「教育の基礎的理解に関する科目」区分は、 <u>免許法上は最低修得単位数は8単位であるが、それに対応する授業科目はすべて履修し、10単位を修得すること。</u>
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	2	-	1	集中講義		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2	2	-	1	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2	-	1	集中講義		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	1	1	-	1	集中講義		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	1	1	-	1	集中講義		
談の道 等内徳 に容、 関及総 する生 科的な 目指学 導、の 教育 相等	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	道徳教育論	2	2	-	1	集中講義		一種免許状取得において、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」区分は、 <u>免許法上は最低修得単位数は6単位であるが、それに対応する授業科目はすべて履修し、10単位を修得すること。</u>
		総合的な学習の指導法	1	1	-	1	集中講義		
		特別活動論	1	1	-	2	集中講義		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・情報通信技術活用論	2	2	-	1	集中講義		
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2	-	2	集中講義		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	2	-	2	集中講義		
科に教 目育 関す 実践	養護実習（注４）	養護実習	5	5	-	4			
	教職実践演習	教職実践演習	2	2	-	4	集中講義		教育実習を履修済みの学生対象
教育の基礎的理解に関する科目等 必要合計単位				27	-				

(注1) 養護教諭一種免許状取得において、「養護に関する科目」の最低必要単位は28単位であるが、教育職員免許法施行規則の定める「各科目に含めることが必要な事項」を満たすために32科目・48単位の修得が必要である。「養護に関する科目」48単位のうち「看護学（臨床実習及び救急処置を含む）」20単位には、教育職員免許法施行規則の定める「大学が独自に定める科目」として必要な単位が含まれている。

教育職員免許法施行規則に定める必要単位「学校保健」「養護概説」「学校における健康相談」以外は、すべて卒業要件として必修の科目である。

(注2) 養護教諭一種免許状取得において、「教育の基礎的理解に関する科目」の最低修得単位数は8単位、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の最低修得単位数は6単位であるものの、教育職員免許法の定める「各科目に含めることが必要な事項」を満たすためには、すべての開設授業科目の20単位修得が必要である。

(注3) 養護教諭二種免許状は、保健師免許を基に教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目の単位を追加で修得することで取得できる。

(注4) 養護実習を履修するための先修条件

ア 養護実習履修の選考に合格していること。

イ 特別な事情がある場合を除いて、「養護実習」及び「教職実践演習」を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を修得していること。

ウ 「養護に関する科目」のうち、「学校保健」、「養護概説」及び「学校における健康相談」の単位を修得していること。

9. 「大学が独自に設定する科目」の単位履修方法 ※環境人間学部 栄養は修得必要なし

●工学部 数学・理科・工業・情報 【必修】中一種免4単位/高一種免12単位（注1）

授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
		中	高		前期	後期	
介護等体験（注2）	2	2		3	7日間		必修は中一種のみ。 「社会福祉施設等」5日間、「特別支援学校等」2日間の計7日間 <u>高一種の単位としては認めない。</u>
道德教育論	2			2	集中講義		高一種のみ
教育実践体験	2			2	集中講義		

（注1） 最低必要単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位を、当該科目の単位に算入することができる。

（注2） 介護等体験希望者は、2年次12月の説明会に参加し、学務課に申込手続きを行い、2月～3月頃に行われる事前指導に出席すること。
（原則として、説明会・事前指導を欠席した者には履修を認めない。）

それぞれの時期等はユニバーサルパスポートによって知らせるので十分注意すること。3年次4月初めの履修登録も忘れないこと。

●理学部 数学・理科 【必修】中一種免 4単位/高一種免12単位（注3）

授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
		中	高		前期	後期	
介護等体験（注4）	2	2		3	7日間		必修は中一種のみ。 「社会福祉施設等」5日間、「特別支援学校等」2日間の計7日間 <u>高一種の単位としては認めない。</u>
道德教育論	2			2	集中講義		高一種のみ
教育実践体験	2			2	集中講義		

（注3） 開講科目が中一種4単位・高一種2単位のみであるため、下記のとおり単位を修得すること。

中一種免 （4単位必修）	「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」において、 <u>必修単位とは別に合計2単位以上修得すること。</u>
高一種免 （12単位必修）	「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」において、 <u>必修単位とは別に合計12単位以上修得すること。</u>

（注4） 介護等体験希望者は、2年次12月の説明会に参加し、学務課に申込手続きを行い、2月～3月頃に行われる事前指導に出席すること。
（原則として、説明会・事前指導を欠席した者には履修を認めない。）

それぞれの時期等はユニバーサルパスポートによって知らせるので十分注意すること。

●環境人間学部 保健体育 【必修】中一種免4単位/高一種免12単位（注5）

授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
		中	高		前期	後期	
介護等体験（注6）	2	2		原則として 3	7日間		必修は中一種のみ。 「社会福祉施設等」5日間、「特別支援学校等」2日間の計7日間 <u>高一種の単位としては認めない。</u>
道德教育論	2			2	集中講義		高一種のみ
発達環境論	2			2		2	
人間発達論	2			2	2		
多文化共生教育論	2			2	2		
教育実践体験	2			2	集中講義		

（注5） 最低修得単位数を超えて修得した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

（注6） 介護等体験希望者は、2年次12月の説明会に参加し、学務課に申込手続きを行い、2月～3月頃に行われる事前指導に出席すること。
（原則として、説明会・事前指導を欠席した者には履修を認めない。）

それぞれの時期等はユニバーサルパスポートによって知らせるので十分注意すること。3年次4月初めの履修登録も忘れないこと。

●看護学部 【必修】一種免許状 7単位（注7）

授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
		一種	二種		前期	後期	
教育実践体験	2			2	集中講義		

（注7） 最低修得単位数を超えて修得した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入することができる。

10.「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」の単位履修方法

●全学部共通 【必修】8単位

授業科目	単位	必修単位		配当年次	週時間数		備考
		中	高		前期	後期	
日本国憲法	2	2	2	※			※該当する授業科目・配当年次は、所属学部の「学生便覧」を参照のこと。
体育	2	2	2				
外国語コミュニケーション	2	2	2				
情報機器の操作又は数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	2	2				

11. 教員免許状の申請方法

一括申請

一括申請とは、当該年度に所有資格を得る学生が、大学を通して県教育委員会へ申請を行う申請方法のことです。本学では、兵庫県教育委員会に申請を行います。

対象のうち一括申請を希望する者は、申請年度に行われる説明会に必ず出席し、所定の手続きを行ってください。要件をすべて満たした場合、本学の卒業（修了）と同時に免許状が授与されます。

【対象】

教職課程を履修している学部生、大学院生、専攻科生

申請年度3月に卒業（修了）見込みの者で、教育職員免許状取得見込の者（注）

（注）ただし、卒業前年度までに冬季集中講義にて実施する科目の単位を修得できなかった場合は、一括申請ができません。

※該当する者であっても教育委員会が一括申請の対象外として指定した要件に該当する場合は申請が出来ません。詳しくは、説明会でご確認ください。

個人申請

個人申請とは、大学を通さず、本人が都道府県教育委員会に直接申請を行う申請方法のことです。一括申請の手続きを行わなかった場合や一括申請の対象にならなかった場合は、個人申請を行うことになります。

申請は、居住地の都道府県教育委員会に行います。ただし、現職教員は、勤務する学校が所在する都道府県教育委員会、内定者は、内定している学校の都道府県教育委員会に申請します。

申請方法は教育委員会によって異なりますので、各自問い合わせ及び申請手続きを行ってください。

なお、保健師免許に基づく養護教諭免許状二種の取得については、卒業後、保健師免許受領後に自己申請を行ってください。

免許状の紛失について

教育職員免許状は単なる紛失等の理由では再交付できません。免許状番号等を控えたうえで、大切に保管してください。紛失後に、免許状を提示等する必要が生じた場合は、免許状の授与証明書で代えることになります。詳しくは、免許状を発行した各都道府県教育委員会にお問い合わせください。

証明書の発行について

教育職員免許状取得のために必要な「学力に関する証明書」、「卒業証明書」、「教育職員免許状取得見込証明書」等は、各学部学務課で発行しています。

※「介護等体験証明書」について

「介護等体験証明書」は、体験先の特別支援学校及び社会福祉施設が発行するものです。

※免許の一括申請時に介護等体験証明書の原本が必要となります。

※学生から学務課に介護等体験証明書の原本を提出していただきます。

12. 学部別・各学務課 問い合わせ窓口

教員免許状取得に関する問い合わせ

各キャンパス 学務課 連絡先一覧		
学務課へのお問い合わせの際は、学部・研究科のある各キャンパス学務課にお問い合わせください。		
キャンパス名	学部名	電話
姫路工学キャンパス	工学部・工学研究科	079-267-4817
播磨理学キャンパス	理学部・物質理学研究科・生命理学研究科	0791-58-0102
姫路環境人間キャンパス	環境人間学部・環境人間学研究科	079-292-1513
明石看護キャンパス	看護学部・看護学研究科	078-925-9404
神戸商科キャンパス	社会科学研究科	078-794-5209

【代表】 兵庫県立大学事務局
 〒651-2197 神戸市西区学園西町 8-2-1
 TEL : 078-791-6580
 FAX : 078-791-5575
 MAIL : u-hyogo@ofc.u-hyogo.ac.jp

13. 教職課程の授業科目を登録する際に確認すべき事項

(1) 教職課程の授業科目を履修登録する前に確認すべき事項

以下の項目は、教職課程の授業科目を履修登録する際に確認すべき一般的な事項をリストアップしています。年度や学期によって状況が変動する場合があります。

必要に応じて所属学部 of 学生便覧を確認したり、教職課程に係る掲示・ユニバーサルパスポートに常に注意を払ったりするなどして、漏れのないようにしてください。

登録前の確認

- ☐ 自分の学科・専攻等で取得可能な教員免許状を確認しているか？
- ☐ 教員免許状の取得に必要な授業科目のうち、自分の学部・学科等で受講する授業科目を確認しているか？
- ☐ 教員免許状の取得に必要な授業科目のうち、自分の学部・学科等以外で受講する授業科目を確認しているか？
- ☐ 学期ごとの時間割を作成し、以下の点を確認する。
 - ☐ ①その科目に履修要件はあるか？またその要件を満たしているか？
 - ☐ ②無理のない履修が組めているか（学部移動・教室移動の時間は十分に確保できているか）？
 - ☐ ③同一コマでの授業科目の重複はないか？
 - ☐ ④卒業・修了要件を満たす履修を組めているか？
 - ☐ ⑤教員免許状の取得が可能な履修を組めているか？

科目の決定に際して

- ☐ 配当年次を間違えていないか？
- ☐ 重複した科目を次年度以降の履修に回す場合、時間割を組むことが可能か？
- ☐ 介護等体験の実施時期を考慮しながら、履修計画を立てているか？
- ☐ 4年次の教育実習の履修要件となっている科目を優先して履修しているか？
- ☐ 授業担当者、教室、開講の曜日時限等を把握しているか？
- ☐ 当該科目のシラバスを確認しているか？

科目の登録と確認

- ☐ 自分が選択した教職科目が、卒業要件の単位として参入可能かどうかを確認しているか？
- ☐ 間違いなく履修登録ができているかを確認しているか？

(2) 教職課程授業科目履修計画表

『教職課程履修ガイドブック』、また毎年度配布される時間割表に基づいて履修計画を立てましょう。

- ①教員免許状の取得に係わって卒業までに必要な単位を揃えられる計画となっているか？
- ②教育実習履修資格に必要な授業科目の単位を修得できる計画となっているか？
- ③卒業まで（基本は3年次）に介護等体験の履修を組んでいるか？（中学校教員免許取得希望者のみ必須）

等、以下の授業計画表に、所属する学部で履修する授業科目も記載すると、科目の重複等をチェックするのにも役立ちます。

このページの表を毎年コピーして履修計画表を作成しましょう。

年度 年次（前期）					
時限	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
集中 講義等					

年度 年次（後期）					
時限	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					
集中 講義等					

※教職課程の履修に支障を来す授業科目の重複があれば、その組み合わせを下表に記入しましょう。

開講期	曜日	時限	専攻等の授業科目名 (必修科目は□チェックを入れる)	教職課程の授業科目名
			☐	
			☐	
			☐	

14. 「教職教育センター」を大いに利用しよう

「教職教育センター」（以下、センターという）は、県立高等学校の校長等を経験した特任教授と事務職員の計2名が常駐して、教員を目指す学生の相談や支援を行っています。

センターにきた学生に対して、教職に関する様々な情報を提供したり、教職に関する相談に応じています。また、4月から8月にかけては、教員採用試験で実施される「集団面接」や「個人面接」、「模擬授業」、「小論文」等の練習を行っています。多い人では10回から15回程度、個別に来て面接や模擬授業、小論文の練習をしています。

センターは、教職を目指している学生を応援するだけでなく、教職についての情報を知りたい人や教職に就くかどうかを迷っている人に対しても支援しています。

（１）教職についてもっと知ろう

現在、新聞やテレビなどで報道されている学校現場の情報は、教職に対してマイナスのイメージを与えるものが多いように思われます。実際には、多くの先生方が、子どもたちが成長していく姿に喜びややりがいを感じながらいきいきと仕事に取り組んでおられます。また、文部科学省は、教員の働き方改革や処遇改善に前向きに取り組もうとしています。

センターの特任教授は、長年にわたって高校の学校現場で仕事をしてきました。その後、教育行政を担っている県教育委員会等の様々な部署での勤務を経て、最後は県立高等学校の校長を務めました。これらの経験を踏まえて、教育現場の正確な情報を皆さんにお伝えします。

（２）センターをしっかり利用して教員採用試験を受験しよう

センターでは、教員採用試験を受けようと考えている人には、相談や、集団面接、個人面接、小論文、模擬授業などの対策を行っています。

センター利用者の教員採用第1次試験の合格者のほとんどが4月からセンターを10回以上利用して面接や模擬授業の練習をしていることが分かりました。また、センターを早くから利用すればするほど、合格率が高くなるという傾向も見られます。できるだけ早めにセンターのドアをノックしましょう。



さらに、センターをたびたび利用することのメリットとして、教員採用試験を一緒に受験する仲間ができるということがあります。本大学は学部によってキャンパスがそれぞれ異なりますが、教員採用試験を目指す学生がいろんな学部からセンターに集まり、同じ目標を持った仲間が互いに支え合い助け合うことで、孤独で忍耐を要する受験勉強を頑張ることができます。

（３）書籍や資料を活用しよう

センターには、教員採用試験を受けようとしているみなさんにとって大変参考になる書籍や資料を取りそろえています。書籍の貸し出しや資料の閲覧を行っていますので、是非活用してください。

【 書籍 】

- ・兵庫県の過去問（面接、教職・一般教養、数学、理科、保健体育、養護教諭）
- ・兵庫県の参考書（教職・一般教養、数学、理科、保健体育）
- ・高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）
- ・高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説（総則編、数学編、理科編、保健体育編、看護編）
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年告示）
- ・中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説（総則編、数学編、理科編、保健体育編）

【 資料 】

- ・兵庫県教育委員会事務局発行「指導の重点」
- ・兵庫県教育委員会発行「兵庫教育」
- ・文部科学省各種資料等
- ・先輩による各都道府県教員採用試験受験報告

（４）センターのドアをノックしよう

教員採用試験を受けようと考えている人は、一度センターのドアをノックしてください。センター常駐の特任教授が様々な視点からアドバイスや情報提供、個別練習をします。

- 連 絡 先 TEL 079-292-9339
e-mail xxszp245@guh.u-hyogo.ac.jp （特任教授 西川）
- 場 所 姫路市新在家本町 1-1-12
姫路環境人間キャンパス いちよう南館 105 研究室（特任教授 西川）
- 開室時間 月～金 10:00～12:00、13:00～16:45
※ 授業、出張等で不在の場合がありますので、できるだけ事前に上記の連絡先まで電話かメールで連絡をしてください。

（５）センター分室について

明石看護キャンパスでは、地域ケア開発研究所にセンター分室を置き、授業や演習で利用しています。また教室等を利用して、実技を中心とした教員採用試験対策も実施しています。

指導には看護学部所属の教職課程担当教員があたります。詳細については、学部ごとに開催される教職ガイダンスや教員からの個別の連絡を通してお知らせします。

【 令和 7 年度実績 】

- ・集団面接練習 5 回（2/16 日、4/27 日、5/18 日、5/31 土、6/8 日）
兵庫県の過去のテーマ及び 2 週間前に公表される本番のテーマで、5 名程度のグループに分けて、1 グループ毎にテーマの論点を絞り練習を行います。回数を重ねるごとに確実に上達していきます。
- ・個人面接、模擬授業等 延べ 109 名（4 月～9 月）
一人ずつ個別に個人面接、小論文、模擬授業等の練習を行います。人によって、受験する自治体や受験教科が異なりますが、できるだけその人の要望に応じて対応していきます。
希望があれば、願書を書く際のアドバイスも行います。まずは、早めに受験する自治体と教科の情報を入手して、対策を考え取り組んでいきましょう。

【1】

教科・都道府県	中・高保健体育・神戸市
教員採用試験を振り返ると、本当に不安や心配との戦いの日々でした。しかし、その大変さも含めて、人生の中で非常に大きく、かけがえのない経験になったと感じています。倍率が高く、合格が難しいと言われる中で、「本当に自分は大丈夫だろうか」と不安になることも多くありました。それでも、西川先生をはじめ、センターの方々、共に努力した仲間や先輩方など、多くの方々に支えられながら、少しずつ前へ進むことができました。 今この文章を読んでいる皆さんの中にも、不安や迷いを感じている人がたくさんいると思います。僕から伝えたいのは、「不安を感じたり、合格を信じられなかったり、うまくいかないことがあっても、それで間違っていない」ということです。教員採用試験は、まさに自分自身との戦いです。精神的にも苦しい時期があります。僕自身も最後の最後まで不安でいっぱいでしたし、対策を進める中で失敗も多くして、思うように気持ちが乗らない日もたくさんありました。それでも大切なのは、「どんな状況でも諦めずに前へ進み続けること」です。これまで合格してきた先輩方も、みんな同じように悩み、苦しみながら乗り越えてきたのだと思います。思うようにいかないときや、合格できるか確信が持てないときでも、投げ出さずに努力を続けていけば、きっと「これまでのすべてが無駄ではなかった」と思える日が来ます。 これから教員を目指して採用試験に挑戦する皆さんが、たくさんの経験を積み、その努力が報われる瞬間を迎えられることを心から願っています。	

【2】

教科・都道府県	栄養教諭・沖縄県
私が一番心掛けていたことは、些細な情報でも全部拾う勢いで情報収集を行っていたことです。栄養教諭は他の教科の先生方に比べるとやはりマイナーな教科です。だからこそ、自分が受験する都道府県の試験内容はもちろん、食育の政策から自治体の実状、食に関するニュースに至るまで、様々なところにアンテナを張り、引き出しを一つでも多くすることが大事だと思います。私は、沖縄県の栄養教諭の先生方にたくさんご尽力いただき、情報をいただけたことで合格により近くなったと思っています。また、この合格は、教職センターで西川先生にご指導いただいていたなければ決して手にできなかったものでした。面接練習だけでなく、沖縄県の食育に関する情報もたくさん調べてくださり、西川先生がくださった資料から1次試験で出題されていた問題もあり、筆記試験対策から2次試験に至るまで本当にお世話になりました。この場を借りて感謝申し上げます。 また、勉強は一人で乗り切ることはできなかったと思います。私の周りには、県庁や市役所等の公務員就職希望の子が多く、その子達と一緒に勉強していました。目指している方向は異なっていましたが、一緒に頑張ってくれる人が一人でもいてくれたことが大きな支えになりました。 勉強嫌いの私が、人生で一番勉強した！と胸を張って言えるくらいには勉強しました。笑 今振り返ってみると、きっと人は叶えたい夢や、やりたいことを実現させるには絶対に頑張らないといけない時期があるのかなと思います。頑張った分だけ絶対に自分に返ってきます。ぜひ、最後まで走りぬいてほしいです。応援しています。	

【3】

教科・都道府県	高校 理科（化学）・兵庫県
この合格体験記で私から言えることは社会人になってから受験するのはあまりおすすめしない、ということだけです。かなりしんどいです。学生の時間があるうちに勉強や試験対策に取り組み合格してほしいと思います。 1年臨時講師として働く中で難しいと思う瞬間や自分には向いてないかもしれないと思う時もありますが、少しずつ周りの先生方に教わりながら働いています。キラキラした職業ではないし、都会のOLに憧れることもあります。教員も悪くないかもしれないと思う瞬間もたくさん感じるが出ています。みなさんが教員採用試験に合格できることを陰ながら応援しています	

【4】

教科・都道府県	栄養教諭・兵庫県
私は臨時講師2年目の年に合格しました。毎年兵庫県のみの受験でしたが、1次試験突破もならず、順位もかなり惜しいところでした。ですが今年は、大学4年生・臨採1年目の勉強の積み重ねがあったことと、現場での経験が勉強内容とリンクし、より深く理解できたことが1次試験突破につながったのかなと思います。現場の経験と勉強内容をリンクさせるためには、やはり継続して勉強すること・新しい情報を集めることが大切になってきます。 新しい情報を集めるために、私は教員養成セミナー（時事通信社）を毎月購読していました。最新情報、筆記試験の問題集などがのっているのでオススメです。 私は何度も西川先生に個人面接・模擬授業のご指導をいただき、練習の通りに2次試験を受けることができました。2次試験対策は12月ごろからご指導いただき、模擬授業に関しては予想される全ての指導案を作成しました。2次試験対策として、計20回ご指導いただきました。そのおかげで1次試験結果発表後も焦らずに、模擬授業をよりよいものへ、自分のものへとすることができました。個人面接も焦らずに対応することができました。西川先生のおかげで合格できました。土日や平日の夕方以降にも見ていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。 実際、働きながら教採対策は大変でした。ですが、現場には臨時講師の先生がいたので、その先生方と励ましあいながら勉強を行ったり、ベテランの先生からアドバイスをいただいたり、校長先生に面接練習をしていただいたりと、他の先生方の力をお借りしながら頑張りました。 大学4年生のときに合格をもらえなかったとしても、他の方の力を借りながらも、諦めずに勉強を続けていくと力がついていきます。応援しています。	

【5】

教科・都道府県	養護教諭・兵庫県
10倍を超える倍率の中で競っていくなかで、“たまたま”合格することはないと感じています。倍率が高い中でも、これだけやって落ちたらもうこれ以上やれることはないと思えるくらいのところまでやり切ることで、必ず合格をつかむことができると思います。応援しています。	

【6】

教科・都道府県	養護教諭・神戸市
看護実習や、卒論など、学生生活と教員採用試験の勉強の両立は大変だと思いますが、「教員として働きたい」という気持ちを強く持って取り組むことがやはり大切だと思います。私は試験勉強に取り組み始めたタイミングが遅く、最後は焦ってしまったので、できるだけ早く勉強を始める、過去問だけでもとりあえず解いてみるなど、できるだけ早いタイミングから勉強をし始めることをおすすめします。指導教員の先生方にたくさん指導してもらい、一緒に教採を受ける仲間と励まし合いながら、頑張ってください！	

教職課程履修ガイドブック

2026 年 3 月

編集：兵庫県立大学教職教育センター

〒670-0092

姫路市新在家本町 1 丁目 1-12

TEL：079-292-9339

kyoushoku@ofc.u-hyogo.ac.jp